

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る 競争の促進に関する法律の概要

1. 背景・趣旨

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティやプライバシー等を確保しつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

2. 法律の概要

（1）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）。

（2）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

＜主な禁止事項と遵守事項＞

- ①他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない
 - ※ 1 ウェブサイトからアプリを直接ダウンロードできるようにすることまでは義務付けない。
 - ※ 2 正当化事由：ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合は、この限りでない。
 - ※ 3 正当化事由の運用等においては、公正取引委員会と関係行政機関が連携。
- ②他の課金システムを利用することを妨げてはならない（※正当化事由あり）
- ③デフォルト設定を簡易な操作により変更できるようにするとともに、ブラウザ等の選択画面を表示しなければならない
- ④検索において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない
- ⑤取得したデータを競合サービスの提供のために使用してはならない
- ⑥アプリ事業者が、OSにより制御される機能を自社と同等の性能で利用することを妨げてはならない（※正当化事由あり）

（3）違反に対する措置等（指定事業者を含むステークホルダーとの継続的なコミュニケーションを通じた競争環境の整備）

指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係省庁との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令（算定率20%）等の規定を整備する。